

議案第30号

備前市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

備前市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

備前市副市長の定数を定める条例(平成19年備前市条例第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号参考資料
備前市副市長の定数を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定に基づき、備前市副市長の定数は、<u>2人以内</u>とする。</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定に基づき、備前市副市長の定数は、<u>1人</u>とする。</p>